

公益社団法人日本語教育学会  
表彰委員会設置運営規程

制定 2015(平成27)年12月13日  
2015(平成27)年度第4回理事会  
一部改定 2016(平成28)年3月13日  
2015(平成27)年度第5回理事会  
一部改定 2019年(平成31)年3月17日  
2018(平成30)年度第3回理事会  
一部改定 2020(令和2)年3月22日  
2019(令和元)年度第5回理事会

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本語教育学会（以下「学会」という。）の定款第42条に基づき、表彰委員会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 学会は、委員会設置運営規程に基づき、常置委員会として表彰委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌業務)

第3条 委員会は、日本語教育の学術研究、実践、情報交流のさらなる発展に資するために、日本語教育に貢献した個人等の業績を表彰する制度全体の方針および賞の制定・改廃・表彰に係る業務全般を所掌する。

(構成)

- 第4条 委員会は、会長を含む5名以内の委員をもって構成する。
- 委員は理事会が学会の会員から選出し、会長が委嘱する。
  - 委員の改選に際し、理事会に推薦する委員候補者名簿は、委員会において作成する。（ただし、委員会設置時においては、常任理事会がこれを行う。）
  - 理事会は、委員の選出に際し、原則として委員に理事（会長を除く）を1名以上含めるものとする。

(委員の任期)

- 第5条 委員の任期は1期2年、原則として連続して2期までとする。
- 補欠又は補充の委員の任期は、前任者又は同期の残留期間とする。
  - 委員の任期は、7月1日から翌々年の6月30日までとする。

(委員長等)

第 6 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、会長がこれに当たる。副委員長は、委員長の指名により選出する。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。委員長があらかじめ指名する副委員長は、重要案件・対外的折衝以外の日常の会務を代行する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する副委員長が、その職務を代理する。

(委員会の招集及び議事)

第 7 条 委員会の招集は、委員長が行う。

- 2 委員会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

(賞及び選考委員会の設置等)

第 8 条 学会が授賞する賞の種類は、次のとおりとする。

- (1) 日本語教育学会 学会賞
  - (2) 日本語教育学会 奨励賞
  - (3) 日本語教育学会 功労賞
  - (4) 『日本語教育』論文賞
  - (5) 日本語教育学会 学会活動貢献賞
  - (6) 日本語教育学会 大会若手優秀発表賞
  - (7) 日本語教育学会 特別賞
- 2 理事会は、第 1 項 (1) ~ (5) の各賞の授賞候補者等を選考するため、定款第 40 条に基づき、特別委員会として授賞候補選考委員会（以下、「選考委員会」という。）を設ける。
  - 3 第 1 項 (1) ~ (5) の各賞の授賞対象、選考委員会の設置及び運用等は、理事会において別に定める各賞の表彰規程及び選考委員会設置運営規程による。
  - 4 第 1 項 (1) ~ (5) の各賞の授賞候補者等は、選考委員会の選考結果に基づき、選考委員会が理事会に推薦し、理事会の議決により決定する。
  - 5 第 1 項 (6) の授賞対象、大会委員会内の選考部会の設置及び運用等は、理事会において別に定める同賞の表彰規程による。
  - 6 第 1 項 (6) の授賞候補者は、選考部会の選考結果に基づき、大会委員会が理事会に推薦し、理事会の議決により決定する。
  - 7 特別賞については、日本語教育に関わる分野において特に顕著な功績があった者に授与される。理事会からの推薦があった場合には、同会の議決により決定する。

(協議及び報告)

- 第 9 条 委員長は、所掌業務において常任理事会又は理事会に関わる事項が生じたときは、議案を速やかに適宜常任理事会又は理事会に提出し議決を得なければならない。
- 2 委員長は、委員会の業務の進捗状況を適宜常任理事会又は理事会に報告するものとする。

る。

(費用及び報酬)

第 10 条 委員には、原則として業務に関わる交通費等の費用を支払う。ただし、春季及び秋季大会時に開催する会議への出席については、この限りでない。

2 委員には、別段の定めがある場合を除き、会議出席謝金等の報酬を支払わない。

(庶務)

第 11 条 委員会の庶務は、学会事務局において行う。

(雑則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議を経て、会長が定める。

附 則

この規程は、2015（平成 27）年 12 月 13 日から施行する。

附 則 [2015（平成 27）年 3 月 13 日]

この規程は、2016（平成 28）年 6 月 1 日から施行する。

附 則（2019 年 3 月 17 日第 4 条改定）

この規程の改定は、2019 年 3 月 17 日から施行する。

附 則 [2020（令和 2）年 3 月 22 日]

この規程は、2020（令和 2）年 3 月 22 日から施行する。

以上